

令和8年6月26日

小田原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

小田原市農業委員会
会長 山室 由雄

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の一部が改正、平成28年4月1日から施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

小田原市は、神奈川県西部に位置し、その立地条件を生かして丘陵地における柑橘類、酒匂川流域に展開する水稲、平坦普通畑の野菜・落葉果樹（梅・梨・キウイフルーツ等）及び東部の酪農という農業生産を展開している。

小田原市の農業構造については、兼業化が進む一方、高齢化のますますの進展により、農業の担い手不足が顕著になり、年々、深刻化してきている。

一方、柑橘類等の樹園地などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。このため、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地の流動性を高め、農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、活力のある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、小田原市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する小田原市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1,776.7ha	66.7ha	3.8%
3年後の目標 (令和11年3月)	1,806.4ha	37.0ha	2.0%

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。「遊休農地面積」は、県からの調査依頼「農地法に基づく遊休農地に関する措置の実施状況の報告」の面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と農地の利用意向調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的に実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映して公開する。

② 農地の利用の集積・集約化について

農地有効利用希望者登録制度を活用し、登録した農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1,710.0ha	169.29ha	9.9%
3年後の目標 (令和11年3月)	1,710.0ha	272.49ha	15.9%
目 標 (令和18年3月)	1,710.0ha	513.0ha	30%

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

「集積面積」は、農政課のR7担い手の農地利用集積状況調査。

目標値は、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」の値を設定。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地の利用調整

農地有効利用希望者登録制度の登録情報を活用し、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

② 農地の賃借権の設定等

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく賃借権の設定等による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者経営体取得面積)
現 状 (令和8年3月)	31経営体 20.5ha
3年後の目標 (令和11年3月)	31経営体 20.5ha
目 標 (令和18年3月)	72経営体 47.8ha

注：現状については、令和5年度から令和7年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。促進目標は令和5年度から令和7年度までの3ヶ年の平均値を基に、令和8年度から令和10年度まで及び令和17年度までの新規参入経営体数及び新規参入者経営体取得面積を算出。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

神奈川県、小田原市、かながわ西湘農業協同組合、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地有効利用希望者登録制度の登録情報を活用し、農地のあっせんの検討をする。

② 農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

小田原市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、小田原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力